

**独立行政法人国立青少年教育振興機構が
達成すべき業務運営に関する目標
(中期目標)**

**令和8年2月20日
文 部 科 学 省**

目 次

(序文)

I	政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	1
II	中期目標の期間	3
III	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	3
1.	次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進	3
(1)	青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	3
①	青少年教育指導者等の養成体系の構築	3
②	読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進	3
③	青少年教育指導者等のサポート人材の養成	3
(2)	ナショナルセンターとして必要な体験活動等の充実	4
①	先駆的事業の開発並びに普及等	4
②	多様な背景を持つ青少年に対する事業の実施	4
③	青少年の体験活動等の普及・啓発	4
④	グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進	5
(3)	国立施設における研修事業の実施促進	6
①	研修における専門的指導の実施	6
②	研修活動プログラムの充実	6
③	多様な形態での研修活動プログラムの提供	6
2.	青少年教育に関する施設及び団体等との相互連携・協力体制の構築・強化	7
(1)	国内の青少年教育団体等との連携強化	7
(2)	体験活動のマッチング支援の実施	7
3.	青少年教育に関する調査研究	8
(1)	調査研究計画の策定	8
(2)	青少年教育のナショナルセンターとしての基盤的研究の実施	8
(3)	青少年教育のナショナルセンターとしての専門的研究の実施	8
(4)	成果の普及・活用	9
4.	青少年教育団体等が行う活動に対する助成	9
(1)	適正な助成事業の実施	9
(2)	申請団体増加に向けた取組の実施	9
5.	健全な組織経営	10
(1)	機能別分化・再編等の実施	10
(2)	効果的・効率的な組織の経営	10
①	目標設定による施設の経営管理の実施	10

② 経営支援体制の構築	10
(3) 運営協議会の設置・運営	10
(4) 付加価値を生むための利用者理解の徹底	10
IV 業務運営の効率化に関する事項	12
1. 業務効率化のための体制整備	12
2. 人的資本規模の適正化	12
3. 適正な調達の促進	12
4. 間接業務の共同実施	13
5. 施設運営における民間活力の活用	13
V 財務内容の改善に関する事項	13
1. 自己収入の確保	13
(1) 定期的な利用料金の検証及び見直し	13
(2) 高付加価値で収益性のある教育プログラム等の提供	13
(3) 一般利用の拡大	13
(4) 多様な財源の確保	13
2. 固定的費用の削減	14
(1) 一般管理費の削減等	14
(2) 事業ポートフォリオを踏まえた保有資産の適正化	14
VI その他業務運営に関する重要事項	15
1. 内部統制・ガバナンスの充実・強化	15
2. 人的資本に関する計画	15
3. 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進	16
4. 各業務における安全性確保の徹底	16
5. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施	16
6. 効果的な広報の実施	16
7. 各施設における地域貢献の実施	17

別添 国立青少年教育振興機構に関する政策体系図

独立行政法人国立青少年教育振興機構の使命等と目標の関係

※Ⅲの1～5の各項目を一定の事業等のまとめりとする。

独立行政法人国立青少年教育振興機構が達成すべき
業務運営に関する目標（中期目標）

令和8年2月20日
文部科学大臣指示

（序文）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

＜法人の使命＞

機構は、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者（以下「青少年教育指導者等」という。）に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体（以下「青少年教育団体」という。）に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする独立行政法人である。

「体験活動は人づくりの“原点”」であるとの認識の下、未来の社会を担う全ての青少年に対し、発達段階に応じた多様な体験活動の場や機会を意図的・計画的・継続的に創出するため、機構は、研修施設の管理運営、青少年教育指導者等の養成、青少年に対する研修の企画・実施及び支援並びに指導、青少年教育に関する調査研究、機構と青少年教育団体相互間の連携促進、並びに青少年教育団体への助成金の交付等を行い、青少年教育のナショナルセンターとして、我が国の人づくりの根幹となる青少年教育に関して先導的な役割を果たすことを使命とする。

＜現状・課題＞

これまで機構は、青少年の健やかな成長や自立を促進するため、青少年の現代的課題に対応したモデル的プログラムの企画・実施、学校や青少年教育団体の活動に対する指導・助言、基礎的・専門的な調査研究等に取り組むとともに、青少年教育団体と連携し、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため「体験の風をおこそう」運動や、青少年の基本的な生活習慣の形成のため「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進してきた。

放課後や休日の過ごし方の多様化、家庭環境の変化等により、子供たちの自然体験活動を始めとした体験の機会そのものが減少傾向にある中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により人の密集や接触を伴う集団での活動は敬遠され、以降、子供たちの体験活動機会の減少に拍車がかかっている。

また、体験活動の機会と場を提供する役割を担う公立の青少年教育施設（少年自然の家、青年の家等）は、青少年人口の減少や施設の老朽化等の影響もあり、全盛期の半数

以下に減少している。機構が設置する国立青少年教育施設（以下「国立施設」という。）も、昭和30年代から順次設置され、建設から長期間が経過しているものも多くあり、施設や設備の老朽化や、少子化の影響などによる稼働率の低下などの課題を抱えている。

加えて、保護者の所得など家庭の状況が子供の学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題も指摘されており、家庭の経済状況にかかわらず、安心して多様な体験ができる場や機会を確保する必要がある。

＜政策を取り巻く環境の変化＞

近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされた。社会環境の変化や、多様化・複雑化する子供・若者の個々の状況を踏まえて、青少年が自然の大切さ、主体的に挑戦することや、多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解するためには、体験を通じた学びや集団宿泊活動等を充実させることが必要であり、加えて、今後のデジタル社会の進展を見据え、学びを深めるため「リアル」と「バーチャル」との相乗効果を生み出す事例の形成など、先駆的な取組を進めていくことが求められている。

こども政策の総合的な推進に向けて、政府全体のこども施策の基本的な方針等として令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」においては、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるような「こどもまんなか社会」を目指しており、「こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する」ことが位置付けられている。

また、第4期教育振興基本計画においては、「地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組むとともに、指導者の資質の向上や青少年教育施設の効果的な利活用に取り組む」こととされている。

これまで体験活動の推進を担ってきた学校や教育委員会、青少年教育施設、青少年教育団体、社会教育団体等のほか、近年では、企業等が社会貢献活動の一環として実施する青少年の体験活動も活発化しており、機構は、これらの多様な関係者を先導し、青少年教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの実現に向けて、取組を促進する役割を担う必要がある。

機構は「法人の使命」の達成に向けて、自らの取組を「点」で実施することのみならず、青少年教育の更なる発展に向けて「面」での活性化を牽引する役割が求められており、青少年教育に関わる多様な主体が、質の高い取組を提供することができるような支援を行うとともに、誰もが、いつでも良質な体験等に触れることができるよう、「利用者」と「提供者」を結びつける仕組みの構築、「指導者」及び「提供者」並びに「中間支援組織」同士の連携促進により、青少年教育全体の底上げを図るための取組を進めることが期待されている。

II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

子供たちの体験活動機会の減少や、全国の青少年教育施設の減少など、青少年教育を取り巻く様々な環境が縮小傾向にある中で、多様化・複雑化する社会の課題を踏まえつつ、青少年の成長を支える直接体験を、発達段階に応じて意図的・計画的・継続的に提供する体制の全国的な整備に向け、ナショナルセンターとして我が国の青少年教育に関して先導的な役割を果たすための取組を実施する。

また、機構が実施する全ての取組において、社会や利用者のニーズを重視したサービスを提供する。

1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進

(1) 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

① 青少年教育指導者等の養成体系の構築

養成する青少年教育指導者像を明確にした上で、具体的な養成体系及び講習プログラムを構築する。また、構築したプログラムを青少年教育団体や企業等（以下「青少年教育団体等」という。）に提供するとともに、プログラム受講の有効性等の把握を通じて、定期的にプログラムの質的向上を図る。

② 読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進

絵本に関する専門知識や実践力を持った、地域の指導者である絵本専門士を養成する。また、現在の認定絵本土養成講座に加え、社会人の積極的な受け入れが可能となるオンラインやオンデマンドの手法を導入することにより、認定絵本土養成講座の充実を図る。

③ 青少年教育指導者等のサポート人材の養成

機構が実施する事業、並びに全国の青少年教育団体等の取組を支援するため、ボランティアをはじめとして、青少年教育に携わるサポート人材を養成し、活動を促進する。

〔評価指標／達成水準〕

評価指標	達成水準	重要	困難
○ 講習プログラムの受講者数	○ 中期目標の最終年度までに2,000人	○	○
○ 講習プログラムの受講者の満足度	○ 毎年度、全ての受講者数の80%から4段階評価の最上位評価を得る 〔令和6年度：89.8%〕		
○ 絵本専門士養成者数	○ 中期目標の最終年度までに575人 〔第4期中期目標期間：368人〕		

○ 絵本専門士活動数	○ 中期目標の最終年度までに 126,000回 〔第4期中期目標期間：74,528回〕		
○ 認定絵本土養成者数	○ 中期目標の最終年度までに 8,000人 〔第4期中期目標期間：6,369人〕		
○ 青少年教育の振興に貢献するボランティア等のサポート人材の養成者数	○ 中期目標の最終年度までに 延べ6,100人 〔第4期中期目標期間：5,551人〕		
○ 機構の活動に参画する青少年教育サポーター（仮称）の活動数	○ 中期目標の最終年度までに 23,500回 〔第4期中期目標期間：22,981回〕		

※達成水準の「第4期中期目標期間」とある実績値については、令和7年度の見込み値を含む（以下、同じ）。

〔重要度又は困難度〕

○ 評価指標：講習プログラムの受講者数

- ・ 全国の青少年教育団体等に対する講習プログラムの提供を通じて、多数の青少年教育指導者等の養成及び資質向上を図る取組は重要度が高く、達成水準も困難度が高いものである。

（2）ナショナルセンターとして必要な体験活動等の充実

① 先駆的事業の開発並びに普及等

青少年教育研究センター等と連携し、専門性が高く、教育的効果が高い取組の実践研究を行い、教育の質や内容の抜本的な変革に向けて、他の青少年教育団体の先駆けとなる教育プログラムや研修活動プログラム（以下「教育プログラム等」という。）を開発し、普及する。

また、これまで国立施設で実施してきた ESD（Education for Sustainable Development／持続可能な開発のための教育）や防災・減災教育などの教育プログラム等を提供するとともに、当該プログラムの指導方法・指導技術をはじめとしたノウハウ等について、青少年教育団体等に対して発信し、実際の活用や導入までの伴走支援を実施するなど、開発した教育プログラム等の普及促進に努める。

② 多様な背景を持つ青少年に対する事業の実施

経済的困難や不登校など、青少年を取り巻く多様な背景や課題を踏まえ、心理面（自信・自己肯定感等）、社会面（人間関係・集団適応等）、健康面（生活習慣・メンタルヘルス等）を含む包括的な支援を行う事業を企画・実施するとともに、これらの取組の普及促進に努める。

③ 青少年の体験活動等の普及・啓発

引き続き、以下の取組を実施するとともに、今後の継続的な取組の実施に向けて、時代の変化に即した運動の在り方や、更なる推進方策を検討する。

(ア)「体験の風をおこそう」運動の推進

青少年の健やかな成長にとって体験がいかに重要であることを広く社会や教育機関、家庭に伝え、社会全体で体験活動を推進する気運を高める。

(イ)「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠など、基本的な生活習慣の確立に向けて「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進する。

④ グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進

青少年の異文化理解の増進を図るため、青少年及び青少年教育指導者等の国際交流を実施する。

〔評価指標／達成水準〕

評価指標	達成水準	重要	困難
○ 先駆的事業の開発数	○ 中期目標の最終年度までに20事業		
○ 先駆的事業の普及数	○ 中期目標の最終年度までに機構内での普及を1事業当たり2施設		
	○ 中期目標の最終年度までに機構以外の40団体	○	
○ 教育プログラム等やノウハウ等の普及数	○ 中期目標の最終年度までに延べ324団体	○	○
○ 多様な背景を持つ青少年に対する事業数	○ 中期目標の最終年度までに350事業 〔第4期中期目標期間：269事業〕		
○ 公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に関する行事への参加状況 (青少年の体験活動等に関する意識調査)	○ 中期目標の最終年度に50% 〔令和4年度調査：36.7%〕		○
○ 青少年又は青少年教育指導者等の国際交流相手国数	○ 前中期目標期間と同数以上 〔第4期中期目標期間：16カ国〕		

〔重要度又は困難度〕

- 評価指標：先駆的事業の普及数
 - ・ 青少年教育に関して先導的な役割を果たす青少年教育のナショナルセンターとして、他の青少年教育団体の先駆けとなる先駆的事業を普及し、次代の青少年のために専門性の高い体験活動等を波及させる取組は重要度が高いものである。
- 評価指標：教育プログラム等やノウハウ等の普及数
 - ・ 我が国の青少年教育の更なる発展に向けて「面」での活性化を図る上で、機構がこれまで蓄積してきた教育プログラム等や指導のノウハウを他の青少年教育団体等に提供する取組は重要度が高く、達成水準も困難度が高いもの

である。

- 評価指標：公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に関する行事への参加状況
 - ・ 自然体験活動に関する行事への参加状況の向上は、社会全体の行動変容を伴うものであり困難度が高いものである。

(3) 国立施設における研修事業の実施促進

① 研修における専門的指導の実施

研修活動プログラムの提供に際して、利用団体の引率者等を介さずに国立青少年自然の家及び国立青少年交流の家（以下「地方施設」という。）の職員等が研修時の安全管理も含めて一貫して専門的な指導を行う直接指導を充実する。特に、学校教育課程で集団宿泊活動を行う際の教育効果の高い活動の提供や、教員の負担軽減を図るため、学校利用の際の直接指導や事前・事後学習に対する支援の充実を図る。

② 研修活動プログラムの充実

利用者の体験価値の向上や利用者満足度を向上させるため、地域特有の素材を生かした地方施設ごとの代表的な研修活動プログラム（以下「シグネチャープログラム」という。）の開発や、利用者属性を意識した研修活動プログラムの充実を図る。

③ 多様な形態での研修活動プログラムの提供

様々なニーズの分析を踏まえて、地方施設の利用を前提としないアウトリーチ型研修活動プログラムなど、多様な形態で実施する研修活動プログラムの充実を図る。

〔評価指標／達成水準〕

評価指標	達成水準	重要	困難
○ 地方施設での学校利用における直接指導による研修活動プログラムの利用割合	○ 中期目標の最終年度までに全施設平均で 60% 〔令和 6 年度：51%〕		
○ 地方施設での学校利用（小中高等／宿泊のみ）における事前・事後学習の実施又はツール提供の割合	○ 中期目標の最終年度までに全施設平均で 80%		
○ 地方施設における研修活動プログラムの満足度	○ 毎年度、全ての地方施設において利用団体の 80% から 4 段階評価の最上位評価を得る 〔令和 6 年度：90.8%〕		
○ 地方施設における利用者満足度	○ 毎年度、全ての地方施設において研修活動プログラムを利用した団体の 80% から 4 段階評価の最上位評価を得る 〔令和 6 年度：82.5%〕		

○ シグネチャープログラムの開発及び当該プログラムを利用する団体の割合	○ 中期目標の初年度に全ての地方施設で1事業以上構築の上、中期目標の最終年度に研修活動プログラムを利用する団体数の60%に提供	○	
○ 宿泊利用者数	○ 中期目標の最終年度において、前中期目標期間の最終年度以上 〔令和6年度：1,426,380人〕		
○ 日帰り利用者数	○ 中期目標の最終年度において、前中期目標期間の最終年度以上 〔令和6年度：1,018,292人〕		
○ アウトリーチ型プログラムの利用者数及び団体数	○ 中期目標の最終年度までに延べ61,000人・1,100団体 〔第4期中期目標期間：40,821人・675団体〕	○	
○ 訪日教育旅行者 ^{※1} への研修活動プログラム提供団体数	○ 中期目標の最終年度までに延べ35団体 〔第4期中期目標期間：20団体〕		

※1 本目標における「訪日教育旅行」とは、青少年の訪日旅行の形態である団体旅行の総称を指す。

〔重要度又は困難度〕

- 評価指標：シグネチャープログラムの開発及び当該プログラムを利用する団体の割合
 - ・ 地方施設において、地域特有の素材を生かした研修活動プログラムの開発は、地方施設の魅力化につながるものであり、多くの利用団体への提供も含めて、当該取組は重要度が高いものである。
- 評価指標：アウトリーチ型プログラムの利用者数及び団体数
 - ・ 国立施設の利用を前提としない体験活動の提供など、新たな形態での青少年教育の取組は重要度が高いものである。

2. 青少年教育に関する施設及び団体等との相互連携・協力体制の構築・強化

(1) 国内の青少年教育団体等との連携強化

国立施設を中核とした全国の青少年教育団体ネットワークを構築することで、青少年教育における現代的な課題の解決に向けた対話、先導的取組や優良事例の共有、青少年教育指導者等の交流、共同での教育プログラム等の実施、デジタルプラットフォームの活用による情報発信等を行うとともに、青少年教育団体等のハブ（結節点）となる取組を進め、関係機関・団体等との連携促進を強化する。

(2) 体験活動のマッチング支援の実施

誰でも容易に体験活動の情報を入手できるようにするため、体験活動の利用者と提供者を結び付ける「体験活動情報サイト」を運営する。

〔評価指標／達成水準〕

評価指標	達成水準	重要	困難
○ 青少年教育団体等の連絡協力会議の実施	○ 中期目標の最終年度までに全国規模で5事業		
	○ 中期目標の最終年度までに各ブロック5事業	○	
○ 体験活動情報サイト（提供者）の登録団体数	○ 中期目標の最終年度に3,000団体		
○ 公的機関や民間団体等が行う体験活動事業の認知率向上	○ 青少年の体験活動等に関する意識調査（令和10年度調査）において公的機関等が行う行事に参加しなかった理由における「団体や行事などがあることを知らないから」の項目回答率の減少 〔令和4年度調査：23.7%〕		○

〔重要度又は困難度〕

- 評価指標：青少年教育団体等の連絡協力会議の実施
 - ・ 青少年教育に関して先導的な役割を果たす青少年教育のナショナルセンターとして、青少年教育団体等との連携・協力をはじめ、当該団体同士の連携促進を強化する取組は重要度が高いものである。
- 評価指標：公的機関や民間団体等が行う体験活動事業の認知率向上
 - ・ 行事に参加しなかった理由における「団体や行事などがあることを知らないから」の項目回答率の減少は、社会全体の行動変容を伴うものであり困難度が高いものである。

3. 青少年教育に関する調査研究

(1) 調査研究計画の策定

青少年教育研究センターが主体的に実施する研究について、青少年教育を取り巻く現代的な課題を踏まえ、国の政策立案等への活用をはじめ、青少年教育の推進や体験活動の充実に資することを見据え、我が国の青少年教育のナショナルシンクタンクとしての取組を明確化した計画を定め公表する。

(2) 青少年教育のナショナルセンターとしての基盤的研究の実施

青少年教育の基盤となり、ナショナルセンターとして青少年教育の振興に資する研究について、実証的、継続的又は分析的な研究を実施する。

(3) 青少年教育のナショナルセンターとしての専門的研究の実施

青少年の現代的な課題に対応する研究や、実践的な比較研究等を実施する。また、国際的なプロジェクト研究等との連携を通じて、諸外国の研究組織と共同した研究を実施する。

(4) 成果の普及・活用

研究成果について社会還元を行うとともに、青少年教育の必要性が社会全体に十分に理解されるよう、研究成果の普及や活用を促す。

〔評価指標／達成水準〕

評価指標	達成水準	重要	困難
○ 研究成果の報告書数	○ 中期目標の最終年度までに15本 〔第4期中期目標期間：17調査〕		
○ 学会や他機関が開催する実践研究報告会等での発表数	○ 中期目標の最終年度までに20回 〔第4期中期目標期間：25回〕		

4. 青少年教育団体等が行う活動に対する助成

(1) 適正な助成事業の実施

地域の民間団体等が行う体験活動を充実させるため、全国的に幅広く助成金を交付する。また、経済的に困難な状況にある子供の体験活動や読書活動への助成の充実を図る。

(2) 申請団体増加に向けた取組の実施

助成事業の利便性の向上を図るとともに、助成金を受ける民間団体を支援するためのサポート体制を強化する。

〔評価指標／達成水準〕

評価指標	達成水準	重要	困難
○ 子どもゆめ基金助成金申請件数	○ 中期目標の最終年度に実施する助成活動に対する申請件数が5,400件 〔令和7年度：4,765件〕		
○ 子どもゆめ基金助成事業における助成活動への参加人数	○ 中期目標の最終年度までに子供（0～18歳）人口の10%程度 〔第4期中期目標期間：6.9%〕		
○ 経済的に困難な状況にある子供の体験活動や読書活動の採択件数	○ 中期目標の最終年度に実施する助成活動の採択件数が385件 〔令和7年度：120件〕	○	
○ 助成団体の満足度	○ 中期目標の最終年度における助成活動団体の80%から4段階評価の上位2段階目までの評価を得る		

〔重要度又は困難度〕

- 評価指標：経済的に困難な状況にある子供の体験活動や読書活動の採択件数
 - ・ 青少年教育に関して先導的な役割を果たす青少年教育のナショナルセンターとして、経済状況にかかわらず、安心して多様な体験ができる場や機会を確保する取組は重要度が高いものである。

5. 健全な組織経営

(1) 機能別分化・再編等の実施

ナショナルセンターとしての機能を効果的に発揮するため、日本全体のバランスや人口動態、自然環境等の特徴、施設へのアクセスなどを踏まえて、拠点機能を担う国立施設（以下「拠点施設」という。）を一定のエリアごとに特定する。また、施設の数・規模や宿泊定員の見直し、機能の適正化などの機能別分化や再編に関する検討を進め、結論が出た国立施設から順次、機能強化や、統廃合を含む縮小・再編の取組を進める。併せて、国立施設の健全な経営を総合的・戦略的に進めるため、「機能強化・統廃合計画（案）」（仮称）を令和10年度末までに策定し、中期目標の最終年度までに全ての国立施設の在り方について、具体的な結論を得る。これらの検討を行うための体制を整備する。

(2) 効果的・効率的な組織の経営

① 目標設定による施設の経営管理の実施

機構本部（以下「本部」という。）が各国立施設に求める共通の「目標と主な結果」（Objectives and Key Results. 以下「OKR」という。）を設定するとともに、各国立施設が自らの役割に応じた独自のOKRを設定する。これにより、機構全体の目標を踏まえながら各国立施設の目標管理を行う。また、これらの結果を踏まえ、予算や人事などの資源配分の調整を行う。

② 経営支援体制の構築

国立施設の経営改善に向けた本部の体制を整備し、国立施設の魅力向上、収支改善、管理業務の効率化などの全般に渡る支援により、国立施設全体の価値を向上させる。

(3) 運営協議会の設置・運営

全ての国立施設に運営協議会を設置し、地域と協働した運営を実施する。また、拠点施設における外部評価の実施に向けて、評価項目の検討、評価結果の公表等の仕組みを構築する。

(4) 付加価値を生むための利用者理解の徹底

利用者の満足度を高めるため、利便性、快適性、安全性等の観点から、機構が実施する全ての取組において、利用者サービスや利用者に対するホスピタリティの向上を図る。その際、社会や利用者のニーズを重視したサービスを提供するため、利用者理解を深める仕組みを導入する。

〔評価指標／達成水準〕

評価指標	達成水準	重要	困難
○ ー	○ 令和 10 年度末までに「機能強化・統廃合計画（案）」の策定	ー	ー
	○ 中期目標の最終年度までに全ての国立施設の在り方の具体的計画の策定	ー	ー
○ 拠点施設における外部有識者による評価の実施並びに結果を公開した施設数	○ 中期目標の最終年度に100% (評価項目の詳細については、中期計画又は年度計画において別途定める)		
○ 宿泊室稼働率	○ 中期目標の最終年度までに全ての国立施設平均で60%以上、かつ全ての施設で50%以上 ※ 宿泊旅行統計調査報告(令和6年1~12月)の全国平均59.6% 〔令和6年度:46.8%〕		
○ 宿泊定員利用率	○ 中期目標の最終年度までに全ての国立施設平均で50%以上、かつ全ての施設で39.0%以上 ※ 宿泊旅行統計調査報告(令和6年1~12月)の全国平均39.0%		
○ 無記名の満足度調査の実施	○ 毎年度、各国立施設において利用団体の20%に相当する団体に無作為で満足度調査を実施し、結果を基にした業務の改善を行うことで中期目標の最終年度までに回答者の70%から4段階評価の上位2段階目までの評価を得る	○	
○ インタビュー調査の実施	○ 毎年度、各国立施設において利用団体の10%に相当する団体にインタビュー調査を実施し、結果を基にした業務の改善	○	
	○ 毎年度、全ての国立施設で1,800の未利用団体にインタビュー調査を実施し、結果を基にした業務の改善	○	

〔重要度又は困難度〕

- 評価指標：無記名の満足度調査の実施

○ 評価指標：インタビュー調査の実施

- ・ 利用者の体験価値の向上やニーズに合ったサービスを提供するためには、課題の把握と改善を継続して実施することが必要であり、達成水準は定性的なものであるものの、業務改善の PDCA の実現に向けてこれらの取組は重要度の高いものである。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務効率化のための体制整備

利用者の利便性向上に向けて、手続きのデジタル化・オンライン化を進める。こうした利用者と機構との間のフロント部分の業務のみならず、機構内のバックオフィス業務も含めた、業務の標準化、業務プロセスや組織文化・風土の見直しに加えて、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日 デジタル大臣決定）にのっとり業務のシステム化・アプリ化などのデジタル化・オンライン化を行うことで、実施する業務の効率化を図るなど、機構のDX化を推進する。

2. 人的資本規模の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準等を十分考慮し、役職員給与の在り方について検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえ、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費についても、業務効率化の進捗や機能別分化や再編に関する方向性を踏まえ、適時見直しを行う。

【評価指標／達成水準】

評価指標	達成水準	重要	困難
○ 国立施設の管理部門の職員比率	○ 中期目標の最終年度までに1割減少 〔令和7年10月1日時点：154人〕		

3. 適正な調達促進

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進する。

【評価指標／達成水準】

評価指標	達成水準	重要	困難
○ 競争性のある契約全体に占める一者応札・応募の割合	○ 前中期目標期間の平均以下 〔第4期中期目標期間：34.1%〕		

4. 間接業務の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、引き続き、男女共同参画機構、国立特別支援教育総合研究所、教職員支援機構、機構の 4 法人において、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施する。

5. 施設運営における民間活力の活用

国立施設の維持管理や運営について、PPP/PFI 等の民間活力の導入を検討する。

V 財務内容の改善に関する事項

1. 自己収入の確保

(1) 定期的な利用料金の検証及び見直し

物価の変動や利用者属性に応じた料金設定など、国立施設の持続可能な経営に向けて、利用料金体系の検証を随時行い、利用料金の見直しを行う。

(2) 高付加価値で収益性のある教育プログラム等の提供

先導的で付加価値がある教育プログラム等の実施により、収益を確保する。

(3) 一般利用の拡大

国立施設の利用状況の改善に向けて、青少年教育に関する業務を着実に遂行するとともに、その業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、企業、家族等の利用に広く供し、国立施設の効率的な利用を促進する。

(4) 多様な財源の確保

施設使用料以外の多様な財源の確保に向けて取り組む。

【評価指標／達成水準】

評価指標	達成水準	重要	困難
○ 国立施設の自己収入比率 (各国立施設の総支出に占める自己収入の割合)	○ 国立オリンピック記念青少年総合センターは、毎年度、100%以上 〔令和 6 年度：79.2%〕		
	○ 地方施設は、中期目標の最終年度までに全ての地方施設の平均が 24%、かつ 27 施設中 10 施設で 33% 〔令和 6 年度：17.3%〕 ※自己収入比率 33%以上の施設なし	○	
○ 収益性がある教育プログラム等の数（収益比率等の詳細は中期計画で定める）	○ 中期目標の最終年度までに各国立施設において 3 プログラム		
○ 一般利用の利用者数	○ 前年度比 3%増加		

○ 施設使用料収入以外の収入額	○ 中期目標の最終年度までに20億円 〔第4期中期目標期間：16.1億円〕		
-----------------	--	--	--

【重要度又は困難度】

- 評価指標：国立施設の自己収入比率（各国立施設の総支出に占める自己収入の割合）
 - ・ 持続可能な国立施設の実現に向けて、確かなコスト意識と資源の戦略的配分を前提とした経営的な視点により収支改善を図る取組は重要度の高いものである。

2. 固定的費用の削減

(1) 一般管理費の削減等

一般管理費及び業務経費については、施設の数・規模や宿泊定員の見直し、機能の適正化や再編などの機能別分化の検討、人的資本規模の適正化等により効率化を図る。その際、物価上昇や人件費の高騰の影響等を適切に反映する。また、特殊要因経費のほか、機能別分化・再編等に係る取組や利用者の安全を確保するために必要な施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。

(2) 事業ポートフォリオを踏まえた保有資産の適正化

保有資産については、各国立施設が実施する取組、利用状況、今後見込まれる利用者数や、他の類似施設との競合関係、並びに「機能強化・統廃合計画（案）」（仮称）などを踏まえて、その保有の必要性について見直しを行う。特に、教育事業や研修の受入れに当たって必要不可欠ではない土地や建物等については、その規模を縮小するなどの検討を行う。なお、機構が設置する「独立行政法人国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会」の構成員には、外部の有識者を複数参画させる。

【評価指標／達成水準】

評価指標	達成水準	重要	困難
○ 一般管理費及び業務費の決算額	○ 中期目標の最終年度において、前中期目標期間の最終年度比でそれぞれの経費について、5%以上削減		
○ 保有する建物延べ面積(m ²)	○ 中期目標の最終年度までに令和7年度末比で5%削減		

VI その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制・ガバナンスの充実・強化

法令等を遵守しつつ業務を行い、法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総管査第322号）に基づき、内部統制の充実・強化、不断の見直しを図る。

また、理事長が効果的にリーダーシップを発揮できる環境を整備するとともに、役員会や評議員会等の実効性の強化や法人の説明責任と透明性の確保を通じて、健全な組織風土・文化の醸成に向けたガバナンス体制を強化する。

（求める取組）

- 定期的な内部監査等によるモニタリングや検証、並びに監査項目の見直し
- 内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスとして、第三者を含めた内部統制委員会の設置
- 監事による監査機能・体制の強化
- 法人内部の問題点を分析し、健全な組織風土・文化の醸成に向けた役職員一人一人の内部統制意識やコンプライアンス意識を向上させる取組の実施
- 多様な有識者の知見を法人経営に反映させるため、経営全般について議論する経営委員会の設置により法人経営への助言機能を強化（経営委員会での指摘事項及び対応をHPで公表）

2. 人的資本に関する計画

青少年教育のナショナルセンターとして先導的な役割を果たすため、教育事業や研修事業の企画・実施部門を担う職員の育成、青少年教育分野の研究人材の育成に加えて、組織のマネジメントを行うための人材育成等に係る、総合的で体系的な人材育成方針・計画を策定する。

また、変化する社会の環境に柔軟に対応し、「法人の使命」を果たしつつ着実に発展するため、経営の中核となる考え方や価値観（存在価値や社会的価値）の明確化、独自性を持った組織アイデンティティの形成や、職員が職務の重要性を強く意識することなどを通じて、ワークエンゲージメント（仕事のやりがい）及び従業員エンゲージメント（組織への貢献意欲）の向上を図る。

職員が働きやすく、やりがいを持てる職場づくりの実現や、外部機関との人事交流の実施、中途採用者の管理職への登用などにより中核的な人材の多様性の確保を推進し、法人全体の経営能力向上を図る。

（求める取組）

- 人事に関する基本方針の改定
- 多様な専門人材を育成するための研修体系の整備
- 人事評価制度の抜本的な見直し
- 全職員意識調査の実施

3. 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進

「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報を適正に取り扱うとともに、職員に対する周知徹底や適切な教育を行う。

「サイバーセキュリティ基本法」（平成 26 年法律第 104 号）に基づき策定された「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直すとともに、これらに基づいたセキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。

また、「サイバーセキュリティ対策を強化するための監査に係る基本方針」（平成 27 年 5 月 25 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づいて実施する監査の結果等を踏まえたリスクの評価、並びに情報セキュリティ対策を実施する。

（求める取組）

- 毎年度、全役職員を対象とした個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修の実施
- 情報セキュリティポリシーの見直し
- 情報セキュリティ内部監査の実施

4. 各業務における安全性確保の徹底

安全に関する情報の速やかな共有に努め、利用者及び関係者、並びに職員等の安全確保に万全を期す。

5. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施

「インフラ長寿命化計画（行動計画）」及び「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」の見直しを行うとともに、長期的な視野に立った効率的なインフラマネジメント体制を整備する。

（求める取組）

- 機構のインフラマネジメント体制の明確化
- 予防保全型インフラメンテナンスに向けた予算の確保

6. 効果的な広報の実施

多様な機会を通じて青少年教育に関する情報を広く提供するとともに、機構が実施する取組や成果について社会全体の理解を深めるため、ウェブサイト、SNS、マスメディアなどの多様な手段を活用し、青少年教育の推進に向けた広報活動を行う。

〔評価指標／達成水準〕

評価指標	達成水準	重要	困難
○ 機構の認知度	○ 中期目標期間において増加 基調		
○ 機構の取組に対する肯定的 評価の割合	○ 中期目標期間において増加 基調		

7. 各施設における地域貢献の実施

各国立施設の持つ教育的知見を生かして地域社会に貢献する。また、豪雨や地震などの自然災害時には、広域防災補完拠点として避難者の受入れや、子供の心のケアなどの取組を行う。

国立青少年教育振興機構に関する政策体系図

教育基本法

(昭和22年法律第25号)

学校教育法

(昭和22年法律第26号)

社会教育法

(昭和24年法律第207号)

こども基本法

(令和4年法律第77号)

第4期教育振興基本計画

(令和5年6月16日閣議決定)

学習指導要領

こども大綱

(令和5年12月22日閣議決定)

【第5期中期目標期間における国立青少年教育振興機構のミッション】

青少年教育のナショナルセンターとして、我が国の人づくりの根幹となる青少年教育に関して先導的な役割を果たす

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

次代を担う青少年の自立
に向けた健全育成の推進

- ・青少年教育指導者等の養成体系の構築
- ・ナショナルセンターとして必要な体験活動等の充実
- ・国立施設における研修事業の実施促進

青少年教育に関する施設及び団体等
との相互連携・協力体制の構築・強化

- ・国内の青少年教育団体等との連携強化
- ・体験活動のマッチング支援の実施

青少年教育に関する調査研究

- ・調査研究計画を策定
- ・青少年教育のナショナルセンターとしての基盤的研究の実施
- ・青少年教育のナショナルセンターとしての専門的研究の実施
- ・成果の普及・活用

青少年教育団体等が
行う活動に対する助成

- ・適正な助成事業の実施
- ・申請団体増加に向けた取組の実施

健全な組織経営

- ・機能別分化・再編等の実施
- ・効果的・効率的な組織の経営
- ・運営協議会の設置・運営
- ・付加価値を生むための利用者理解の徹底

業務運営の効率化に関する事項

- 業務効率化のための体制整備
- 人的資本規模の適正化
- 適正な調達の促進
- 間接業務の共同実施等
- 施設運営における民間活力の活用

財務内容の改善に関する事項

- 自己収入の確保
- 固定経費の削減

その他業務運営に関する重要事項

- 内部統制・ガバナンスの充実・強化
- 人的資本に関する計画
- 個人情報保護及び情報セキュリティ
- 各業務における安全性確保の徹底
- 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施
- 利用者理解の徹底
- 効果的な広報の実施
- 各施設における地域貢献の実施

青少年教育の振興及び青少年の健全育成の推進

国立青少年教育振興機構の使命等と目標との関係

(ミッション)

青少年教育のナショナルセンターとして、我が国の人づくりの根幹となる青少年教育に関して先導的な役割を果たす

(課題)

- ・子供たちの体験の機会そのものが減少傾向
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、子供たちの体験活動機会の減少に拍車
- ・国立青少年教育施設の建物や設備の老朽化
- ・少子化の影響などによる施設稼働率の低下
- ・家庭の経済環境などによる体験活動の格差

(環境変化)

- 人口減少社会による児童生徒数の減少が予想される。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされた。
- 施設側の職員による直接指導を積極的に行うことにより、教員の負担軽減に向けた取組を進める必要がある。
- 公立の青少年教育施設の減少など、青少年教育を取り巻く様々な環境が縮小傾向にある。

(中期目標)

- 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進
- 青少年教育に関する施設及び団体等との相互連携・協力体制の構築・強化
- 青少年教育に関する調査研究
- 青少年教育団体等が行う活動に対する助成

以上の取組等を実施する。

また、施設の数・規模や宿泊定員の見直し、機能の適正化などの機能別分化や再編に関する検討を進め、結論が出た国立施設から順次、機能強化や、統廃合を含む縮小・再編の取組を進める。併せて、国立施設の健全な経営を総合的・戦略的に進めるため、「機能強化・統廃合計画(案)」(仮称)を令和10年度末までに策定し、中期目標の最終年度までに全ての国立施設の在り方について、具体的な結論を得る。